

足利銀行 当座勘定規定 新旧対照表 (2026 年 10 月 1 日 一部改定)

変更箇所のみ記載 (変更部分は赤字)

変更前	変更後	備考
第 1 条 当座勘定への受入れ (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。(追加) (2)手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。（以下、略）	第 1 条 当座勘定への受入れ (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。（以下、略）	
第 7 条 手形、小切手の支払等 (1)小切手が支払のため呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。(追加) (2)前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。（以下、略）	第 7 条 手形、小切手の支払等 (1)小切手が支払のため呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2)前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。（以下、略）	
第 8 条 手形、小切手用紙 (1)当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。(追加) (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること(追加)を確認してください。 (3)前 2 項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。（以下、略）	第 8 条 手形、小切手用紙 (1)当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。</u> (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ 2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。 (3)前 2 項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。（以下、略）	
第 13 条 支払保証に代わる取扱い 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>	第 13 条 支払保証に代わる取扱い 小切手の支払保証はしません。(削除)	
第 18 条 振出日、受取人記載もれの手形、小切手 (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとしします。(追加) (2)前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。	第 18 条 振出日、受取人記載もれの手形、小切手 (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を(削除)記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとしします。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとしします。</u> (2)前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。	

(別紙)		
第 19 条 線引小切手の取扱い (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。(追加) (2)前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。	第 19 条 線引小切手の取扱い (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2)前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。	

変更前	変更後	備考
【約束手形用法】 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	【約束手形用法】 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、(削除)記入してください。	
8. 手形用紙は、当行所定の受取証に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	(削除)	
【為替手形用法】 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	【為替手形用法】 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、(削除)記入してください。	
10. 手形用紙は、当行所定の受取証に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	(削除)	
【小切手用法】 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 <u>なお、</u> 先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。	【小切手用法】 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。(削除)先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	
8. 小切手用紙は、当行所定の受取証に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	(削除)	

以 上